

## 羽曳野市低炭素建築物新築等計画認定等実施要綱

制 定 平成 24 年 12 月 4 日

最近改正 平成 30 年 2 月 28 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成 24 年国土交通省令第 86 号)及び羽曳野市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則(平成 29 年羽曳野市規則第 29 号。以下「細則」という。)に定めるもののほか、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 84 号。以下「法」という。)の規定に基づき、市長が行う低炭素建築物新築等計画の認定等の事務に関し必要な事項を定める。

(計画の通知)

第 2 条 市長は、法第 54 条第 3 項の規定による通知を行う場合は、通知書(様式第 1 号)に建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項に規定する確認の申請書を添えて建築主事に行うものとする。

2 市長は、法第 55 条第 2 項の規定により準用する法第 54 条第 3 項の規定による通知を行う場合は、変更通知書(様式第 2 号)に建築基準法第 6 条第 1 項に規定する変更の確認の申請書を添えて建築主事に行うものとする。

3 建築主事は、法第 54 条第 4 項(法第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により準用する建築基準法第 18 条第 3 項により同法第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定(以下「建築基準関係規定」という。)に適合することを認めたときは、確認済証(様式第 3 号)により市長に交付するものとする。

4 建築主事は、法第 54 条第 4 項(法第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により準用する建築基準法第 18 条第 14 項により建築基準関係規定に適合しないことを認めたときは、通知書(様式第 4 号)により市長に通知するものとする。

5 建築主事は、法第 54 条第 4 項(法第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により準用する建築基準法第 18 条第 14 項により建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない正当な理由があるときは、通知書(様式第 5 号)により市長に通知するものとする。

(認定申請の取下げに伴う通知)

第 3 条 市長は、前条の通知を行った場合であって、細則第 4 条に規定する取下げ届の提出があったときは、取下げ通知書(様式第 6 号)により建築主事に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成 24 年 12 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。